

第 6 回

大洲喜多合併協議会



〔 附 属 資 料 〕

協議第12号附属資料 地域審議会の取扱いについて

協議項目	地域審議会の取扱いについて
基本調整方針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。
関 係 法 令	
<p>地域審議会に関する関係法令（抜粋）</p> <p>地方自治法（昭和22年法律第67号）</p> <p>（委員会・委員の設置）</p> <p>第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。</p> <p>2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。</p> <p>3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。</p> <p>市町村の合併特例に関する法律（昭和40年法律第6号）</p> <p>（市町村建設計画の作成及び変更）</p> <p>第5条 市町村建設計画は、おおむね次に掲げる事項について、政令で定めるところにより、作成するものとする。</p> <p>一 合併市町村の建設の基本方針</p> <p>二 合併市町村又は合併市町村を包括する都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業に関する事項</p> <p>三 公共的施設の総合整備に関する事項</p> <p>四 合併市町村の財政計画</p> <p>2 市町村建設計画は、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならない。</p> <p>3 合併協議会は、市町村建設計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、合併関係市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>4 合併協議会は、前項の規定により市町村建設計画を作成し、又は変更したときは、直ちに、これを公表するとともに、総務大臣及び合併関係市町村を包括する都道府県の知事に送付しなければならない。</p> <p>5 総務大臣は、前項の規定により市町村建設計画の送付があった場合においては、直ちに、これを国の関係行政機関の長に送付しなければならない。</p> <p>6 第4条第18項又は前条第27項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から6月以内に、市町村建設計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第4条第1項又は前条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。</p> <p>7 合併市町村は、その議会の議決を経て市町村建設計画を変更することができる。</p> <p>8 前項の場合においては、合併市町村の長は、あらかじめ、当該合併市町村を包括する都道府県の知事に協議しなければならない。</p> <p>9 第7項の規定により市町村建設計画を変更しようとする合併市町村の長は、当該合併市町村に第5条の4第1項に規定する地域審議会が置かれている場合においては、あらかじめ、当該地域審議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>10 第4項及び第5項の規定は、第7項の規定により合併市町村が市町村建設計画を変更した場合について準用する。</p> <p>（地域審議会）</p> <p>第5条の4 合併関係市町村の協議により、期間を定めて合併市町村に、合併関係市町村の区域であった区域ごとに、当該合併市町村が処理する当該区域に係る事務に関し合併市町村の長の諮問に応じて審議し又は必要と認める事項につき合併市町村の長に意見を述べる審議会（以下「地域審議会」という。）を置くことができる。</p> <p>2 地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。</p> <p>3 前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければならない。</p> <p>4 合併市町村は、第2項の協議により定められた事項を変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。</p>	

協議項目	地域審議会の取扱いについて			
基本調整方針	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を新市において設置する。			
先 進 事 例				
愛媛県内合併協議会の状況				
協議会名称	南宇和合併協議会	宇摩合併協議会	東宇和・三瓶町合併協議会	西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会
合併期日	平成16年10月1日	平成16年4月1日	平成16年10月1日	平成16年11月1日
設 置	内海村、御荘町、城辺町、一本松町、西海町	新宮村、土居町	明浜町、宇和町、野村町、城川町、三瓶町	西条市、東予市、丹原町、小松町
所掌事項	建設計画の変更及び執行状況、基金の活用、新町の基本構想の作成及び変更、その他町長が必要と認める事項について審議し、意見を述べる。	建設計画の変更及び執行状況、基金の活用、新市の基本構想の作成及び変更、その他市長が必要と認める事項について審議し、意見を述べる。	建設計画の変更及び執行状況、基金の活用、新市の基本構想の作成及び変更、当該地域のみ行われる事務・事業、その他市長が必要と認める事項について審議し、意見を述べる。	建設計画の変更及び執行状況、その他市長が必要と認める事項について審議し、意見を述べる。
組 織	委員は15人以内 ・公的団体の役職員 ・学識経験者	委員は15人以内 ・公的団体の役職員 ・学識経験者	委員は15人以内 ・公共的団体の役職員等 ・学識経験者	委員は15名以内 ・公共的団体の役職員 ・学識経験を有する者
任 期	2年間	2年間	2年間	2年間
役 員	会長(1)、副会長(1)	会長(1)、副会長(1)	会長(1)、副会長(1)	会長(1)、副会長(1)
期 間	H16.10.1～H27.3.31 (10年6ヶ月)	H16.4.1～H27.3.31 (11年間)	H16.10.1～H26.3.31 (9年6ヶ月)	H16.11.1～H27.3.31 (10年5ヶ月)

協議第13号附属資料 慣行の取扱いについて

協議項目	慣行の取扱いについて				
基本調整方針	市章については、新市発足までに選定する。				
1 市町村章					
具体項目	大洲市	長浜町	肱川町	河辺村	具体的な調整内容
市町村章	市章 平成6年7月1日制定 【図柄】  【説明（条例、規則等）】 大洲藩主加藤氏の家紋「蛇の目」を基に図案化したもので、青色は清らかな肱川の流れ、人々の知的で澄んだ心を表す。 【選定方法】 条例制定以前より使用していたものを市制40周年を機に条例化し、正式に市章とした。準備委員会での決定を実行委員会で承認。	町章 昭和39年12月21日制定 【図柄】  【説明（条例、規則等）】 蛇の目は、旧藩主加藤家の紋所で、同時にその丸形は歴史と和を表し、青は伊予灘の碧い海、海運水産の港町を表し、黄金色は金山の金、みかんの黄の豊かさを表している。 さらに、逆三角形は肱川河口の三角州（長浜）をかたちどり、町の将来を末広がりになぞらえ、限らない発展と期待を意味する。 【選定方法】 合併10周年を記念し、町の象徴として制定。	町章 昭和43年制定 【図柄】  【説明（条例、規則等）】 町の中心を流れる一級河川「肱川」をそのまま表し、三本の線は（川）は「町民の環」「地域の環」「町の環」を求めている。 環（かん）：輪の意味	村章 昭和57年度制定 【図柄】  【説明（条例、規則等）】 「かわべ」を図案化。円は村民の和を、上部の翼は飛躍・発展を象徴。 【選定方法】 ・選定 公募 ・決定 選考委員会	市章については、新市発足までに選定する。
【先進地の事例】					
	(調整方針)	(合併期日)	(市章制定日)		
・篠山市	「新市において新たに定める」	平成11年4月1日	平成12年5月20日		
・西東京市	「新市において、調整する」	平成13年1月21日	平成14年1月21日		
・さいたま市	「新市において検討する」	平成13年5月1日	平成13年10月25日		
・さぬき市	「新市において新たに定める」	平成14年4月1日	平成15年2月10日		
・東かがわ市	「新市発足までに選定する」	平成15年4月1日	平成15年4月1日		

協議項目	慣行の取扱いについて
基本調整方針	市の花、木等については、新市において定める。

2 市町村の花、木等

具体項目	大洲市	長浜町	肱川町	河辺村	具体的な調整内容
市町村の花、木等	<p>【市の花木】 「つつじ」 昭和49年8月31日制定</p>	<p>【町の花】 「サルビア」 昭和49年4月12日制定</p> <p>【町の木】 「サンゴジュ」 昭和49年4月12日制定</p> <p>【町の花木】 「サツキ」 昭和49年4月12日制定</p>	<p>【町の花】 「ツツジ」 昭和48年町政発足30周年記念式典公募により決定</p> <p>【町の木】 「マツ」 昭和48年町政発足30周年記念式典公募により決定</p>	<p>【村の花】 「つつじ」 昭和52年1月20日制定</p> <p>【村の木】 「もみじ」 昭和52年1月20日制定</p>	<p>市の花、木等については、新市において定める。</p>

【県内の先進事例】

<ul style="list-style-type: none"> ・宇摩合併協議会 ・西条市、東予市、丹原町、小松町合併協議会 ・今治市及び越智郡11か町村合併協議会 ・東宇和、三瓶町合併協議会 ・南宇和合併協議会 	<p>市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。</p> <p>市の木、花については、合併後新たに定める。</p> <p>市の花、木等については、新市において新たに定める。</p> <p>市の花、木、鳥等については、合併後制定する。</p> <p>新町の花、木、鳥等については、新町において定める。</p>
--	--

協議項目	慣行の取扱いについて				
基本調整方針	市民憲章については、新市において定める。				
3 市町村民憲章					
具体項目	大洲市	長浜町	肱川町	河辺村	具体的な調整内容
市町村民憲章	<p>市民憲章 昭和39年9月28日制定</p> <p>(趣旨) 大洲市は、美しい自然と輝かしい歴史を持っています。この恵まれた自然と豊かな文化をはぐくんできた郷土の伝統に誇りをもち、これにふさわしい市づくりをしていくことは、我々市民のつとめであり、市制施行10周年にあたり、この憲章を定め、市民一人一人が日常生活のよりどころとし、明るく住みよい大洲市を築きましょう。</p> <p>1 郷土を愛し、明るい市づくりにつとめる。 学校・家庭・社会の教育において郷土を愛する心を培う。 市づくりの権利と責任が市民一人一人にあることをお互いに自覚する。</p> <p>2 健康なからだをつくり、高い教養を身につける。 あらゆる機会をとらえ学習に励む。 スポーツをさかんにし、すこやかな心とからだをつくる。 趣味を高め、うるおいのある生活をする。 環境をととのえ、健全な子供の育成につとめる。 郷土の芸術を育て、文化財を大切にす。</p>	<p>町民憲章 昭和62年11月3日制定</p> <p>(趣旨) わたくしたちは、美しく豊かな自然に恵まれ、輝かしい歴史と伝統にはぐくまれた長浜町民であることを誇りにもち、力を合わせて、生きがいのある「ふるさと長浜」を築くためにこの憲章を定めます。</p> <p>(憲章の内容) わたくしたちは、美しく豊かな自然に恵まれ、輝かしい歴史と伝統にはぐくまれた長浜町民であることを誇りにもち、力を合わせて、生きがいのある「ふるさと長浜」を築くためにこの憲章を定めます。</p> <p>1. 恵まれた自然を大切に美しく住みよい町を築きます。 1. 教養を高め かわり豊かな文化の町を築きます。 1. 働く喜びをもち 希望と活力に満ちた町を築きます。 1. スポーツに親しみ、健康で明るい町を築きます。 1. ささえ合って あたためたい家庭と福祉の町を築きます。</p>	<p>町民憲章 平成5年4月制定</p> <p>(趣旨) 私たちは、肱川町民であることに誇りをもち、活力ある新しいまちをつくるため、この憲章を定めます。</p> <p>1. 自然を大切に美しいまちをつくりまします。 1. 思いやりの心を育て人にやさしいまちをつくりまします。 1. 一人ひとりが健康を守り明るいまちをつくりまします。 1. 仕事や生活に夢をもって豊かなまちをつくりまします。 1. 教養を高め文化のかおるまちをつくりまします。</p>		<p>市民憲章については、新市において定める。</p>

具体項目	大洲市	長浜町	肱川町	河辺村	具体的な調整内容
	<p>3 生産に励み、豊かな家庭と郷土を築く。 新時代にふさわしい技術を身につける。 たえず経営研究に励み、合理化につとめる。</p> <p>4 自然の美しさを生かし、観光都市づくりにつとめる。 肱川の流れや、その周囲をきれいにする。 旅の人をあたたかい心で迎える。 道路や公園をととのえ、まちぜんたいを気持ちよくする。 名所・旧跡などは、とくにきれいにし、そのいわれをよく知っておく。</p> <p>5 よい風習を育て、住みよい環境をつくる。 会合は定刻開会、定刻閉会を正しく守る。 公衆道徳をたかめ、人の迷惑にならないようにする。 交通規則を守り、事故をおこさないようにする。 老人や子供、またからだの不自由な人をいたわる。 家の内外をきれいにし、気持ちのよい環境をつくる。</p> <p>・選考 市民憲章制定委員会 ・決定 議会</p>				

【県内の先進事例】

- ・宇摩合併協議会
- ・西条市、東予市、丹原町、小松町合併協議会
- ・今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会
- ・東宇和、三瓶町合併協議会
- ・南宇和合併協議会

市民憲章については、新市において新たに定める。
市民憲章については、合併後新たに定める。
新市において新たに定める。
市民憲章については、合併後制定する。
新町の町民憲章については、新町において定める。

協議項目	慣行の取扱いについて
基本調整方針	各種の宣言については、新市において調整する。

4 市町村宣言

具体項目	大洲市	長浜町	肱川町	河辺村	具体的な調整内容
市町村宣言	平和都市宣言 昭和 34 年 3 月 20 日 交通安全都市宣言 昭和 36 年 12 月 23 日 健康都市宣言 昭和 38 年 3 月 13 日 教育文化都市宣言 昭和 46 年 9 月 25 日 非核平和都市宣言 昭和 60 年 12 月 21 日 敬老自治体宣言 平成 3 年 12 月 21 日 人権尊重都市宣言 平成 4 年 12 月 19 日 シートベルト完全着用宣言 平成 7 年 3 月 23 日	人権尊重の町の宣言 平成 4 年 12 月 17 日 めいわく駐車追放宣言 平成 6 年 9 月 21 日 シートベルト完全着用宣言 平成 7 年 3 月 8 日 非核平和の町宣言 平成 7 年 9 月 27 日	シートベルト完全着用宣言 平成 7 年 3 月 14 日 非核平和の町宣言 平成 7 年 9 月 27 日	人権尊重の村宣言 平成 4 年 12 月 22 日 シートベルト完全着用宣言 平成 7 年 3 月 10 日 非核平和の村宣言 平成 7 年 3 月 10 日	各種の宣言については、新市において調整する。

【県内の先進事例】

<ul style="list-style-type: none"> ・宇摩合併協議会 ・西条市、東予市、丹原町、小松町合併協議会 ・今治市及び越智郡 11 か町村合併協議会 ・東宇和、三瓶町合併協議会 ・南宇和合併協議会 	非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。 その他の都市宣言については、新市において調整する。 都市宣言については、合併後調整する。 新市において、新たに宣言する。 宣言については、合併後新たに制定する。 新町の「宣言等」については、新町において定める。
--	--

協議項目	慣行の取扱いについて
基本調整方針	市のシンボルマークは、必要に応じて新市において定める。

5 市町村のシンボルマーク

具体項目	大洲市	長浜町	肱川町	河辺村	具体的な調整内容
市町村のシンボルマーク	<p>シンボルマーク 平成6年度制定</p> <p>【図柄】</p>  <p>【説明】 肱川に映える地域中核都市を目指す大洲市を象徴し、明日に向かって飛躍、発展する姿を表現しています。</p> <p>【選定方法】 ・選考 公募 ・決定 実行委員会</p>		<p>シンボルマーク 平成2年1月22日制定</p> <p>【図柄】</p>  <p>【説明】 肱川町民一人一人の心の中に湧き上がる「風」のイメージをデザインしたもので、楕円形は豊かな自然をその中の三つの流れは「真心・躍動・友情」を表している。</p> <p>【選定方法】 ・選考 公募 ・決定 審査会</p>		市のシンボルマークは、必要に応じて新市において定める。

【県内の先進事例】

<ul style="list-style-type: none"> ・東宇和、三瓶町合併協議会 ・南宇和合併協議会 	<p>まちづくりのシンボルマークについては、合併後新たに制定するものとし、現存のものは使用を含めて検討する。</p> <p>新町の「まちづくりのシンボルマーク」については、新町において定める。</p>
--	--